

別記様式第1 (第10条関係)

令和2年度 上期放射線管理等報告書

三原燃第20-0453号
令和2年11月10日

原子力規制委員会 殿

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

氏名 三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田賢治

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第10条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	三菱原子燃料株式会社
	所在地	茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度 (注1)

① 放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値

(単位: Bq/cm³)

測定の箇所等		種類	前半の3月間(4月~6月)	後半の3月間(7月~9月)
			U	U
排気口又は 排気監視設備	転換工場 排気口		ND (注)	ND (注)
	成型工場 排気口		ND (注)	ND (注)
	第1廃棄物処理所 排気口		ND (注)	ND (注)
	シリンダ洗浄棟 排気口		ND (注)	ND (注)
	加工棟 排気口		ND (注)	ND (注)
	第3核燃料倉庫 排気口		ND (注)	ND (注)
濃度管理目標値			1.5×10^{-9}	1.5×10^{-9}

(注) NDは検出限界未満を示す。検出限界濃度は 1.0×10^{-10} Bq/cm³。

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm³)

測定の箇所		濃度	前半の3月間(4月~6月)		後半の3月間(7月~9月)	
			平均値	最高値(注2)	平均値	最高値(注2)
排気口又は 排気監視設備	転換工場 排気口		ND (注)	ND (注)	ND (注)	ND (注)
	成型工場 排気口		ND (注)	ND (注)	ND (注)	ND (注)
	第1廃棄物処理所 排気口		ND (注)	ND (注)	ND (注)	ND (注)
	シリンダ洗浄棟 排気口		ND (注)	ND (注)	ND (注)	ND (注)
	加工棟 排気口		ND (注)	ND (注)	ND (注)	ND (注)
	第3核燃料倉庫 排気口		ND (注)	ND (注)	ND (注)	ND (注)

(注) NDは検出限界未満を示す。検出限界濃度は 1.0×10^{-10} Bq/cm³。

(2) 液体状の放射性廃棄物の放射性物質の濃度 (注1)

① 放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値

(単位: Bq/cm³)

測定の箇所等		種類	前半の3月間(4月~6月)	後半の3月間(7月~9月)
			U	U
排水 監視 設備 排水口又は	排水ポンド		ND (注)	ND (注)
	廃液処理設備(1)排水口 ※1		放出実績なし	放出実績なし
濃度管理目標値			8×10^{-3}	8×10^{-3}

※1 廃液処理設備(1)排水口の排水は、排水ポンドからの排水に含まれる。

(注) NDは検出限界未満を示す。検出限界濃度は 4.0×10^{-4} Bq/cm³。

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm³)

測定の箇所		濃度	前半の3月間(4月~6月)		後半の3月間(7月~9月)	
			平均値	最高値(注2)	平均値	最高値(注2)
排水 監視 設備 排水口又は	排水ポンド		ND (注)	ND (注)	ND (注)	ND (注)
	廃液処理設備(1)排水口 ※1		放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし

※1 廃液処理設備(1)排水口の排水は、排水ポンドからの排水に含まれる。

(注) NDは検出限界未満を示す。検出限界濃度は 4.0×10^{-4} Bq/cm³。

(3) 気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注3)

放射性廃棄物の種類	気体廃棄物	低レベル液体廃棄物(m ³)	低レベル固体廃棄物	
	ボンベ(本)		ドラム缶(本)	その他(本相当)
前年度末保管量	0	1.78	12787	615
当該年度の発生量	—	—	—	—
当該年度の減少量	—	—	—	—
施設内減量	—	—	—	—
施設外減量	—	—	—	—
当該年度末保管量	—	—	—	—
保管設備容量	0	3	17050	

2 放射線業務従事者の線量分布 (注4)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布(人)				
	0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下
放射線業務従事者					
職員	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

線量 放射線 業務従事者	線量分布 (人)				
	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下
職員	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

線量 放射線 業務従事者	線量分布 (人)				
	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを 超えるもの	合計
職員	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

線量 放射線 業務従事者	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
職員	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

(2) 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の3月間の線量分布

線量 放射線 業務従事者		線量分布 (人)					合計
		0.1mSv 以下	0.1mSv を超え 1mSv 以下	1mSv を超え 2mSv 以下	2mSv を超え 5mSv 以下	5mSv を超える もの	
前半の3月間 (4月～6月)	職員	1	0	0	0	0	1
	その他	9	0	0	0	0	9
	合計	10	0	0	0	0	10
後半の3月間 (7月～9月)	職員	1	0	0	0	0	1
	その他	10	0	0	0	0	10
	合計	11	0	0	0	0	11

線量 放射線 業務従事者		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (4月～6月)	職員	0.00	0.0	0.0
	その他	0.00	0.0	0.0
	合計	0.00	0.0	—
後半の3月間 (7月～9月)	職員	0.00	0.0	0.0
	その他	0.00	0.0	0.0
	合計	0.00	0.0	—

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」について

- (1) 「測定箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
- (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。
- (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
- (4) 「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
- (5) 1 (1)①及び(2)①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。

3 「気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

- (1) 気体状の放射性廃棄物は、80キログラムボンベの本数で記載すること。
- (2) 80キログラムボンベに入っていないものに関しては、80キログラムボンベに換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
- (3) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
- (4) 固体状の放射性廃棄物は、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
- (5) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
- (6) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
- (7) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄物又は廃液の量を記載すること。
- (8) 廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると加工事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

4 「放射線業務従事者の線量分布」について

- (1) 「職員」とは、加工業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。
- (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。
- (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。
- (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。
- (5) 2 (1)の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

その他

- (1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「—」と記載するか当該欄を削除すること。
- (2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。